

令和 7 年第 6 回各務原市教育委員会会議録

日時 令和 7 年 5 月 1 3 日（火）

午後 3 時 0 0 分開会

午後 3 時 4 5 分閉会

場所 産業文化センター 8 階第 1 特別会議室

1 出席委員

教育長 丹羽 章、委員 大堀 憲、委員 林 ゆり、委員 小島 聡太郎、

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 伊藤 恭啓、次長兼スポーツ課長 飯沼 利行、教育総務課長 長縄 睦、

教育施設整備推進課長 福手 芳尚、教育施設管理課長 仲村 由紀、

学校教育課長 加藤 大志、青少年教育課長 神田 香里、文化財課長 西村 勝広、

中央図書館長 新居 美保、少年自然の家所長 奥村 謙司、

学校給食センター所長 片桐 章雄

（産業活力部）

いきいき楽習課長 横山 美佳

3 会議の書記

教育総務課 教育政策係長 西部 太輔、教育総務課 主任主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

議第 2 9 号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（令和 7 年度教育費の補正予算について）

議第 3 0 号 各務原市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部を改正する規則について

議第 3 1 号 各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会委員の委嘱について

議第 3 2 号 各務原市学校適正規模・適正配置等計画策定に係る諮問について

議第 3 3 号 各務原市史跡坊の塚古墳保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

報第 9 号 （専決処分の承認）各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱又は任命について

報第 1 0 号 （専決処分の承認）各務原市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

報第 1 1 号 （専決処分の承認）各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

報第 1 2 号 （専決処分の承認）各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

報第 1 3 号 （専決処分の承認）各務原市少年センター補導委員の委嘱について

報第 1 4 号 （専決処分の承認）各務原市図書館協議会委員の委嘱について

報第 1 5 号 （専決処分の承認）各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

報第 1 6 号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

て

報第17号 （専決処分の承認）各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱又は任命について

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第29号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関することに該当するため、非公開としたいと思います。

非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第29号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること（令和7年度教育費の補正予算について）

教 育 長 議第29号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育総務課長 （議第29号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

林 委 員 想定額より低かったとありますが、どれくらいを想定し、実際どれくらいだったのですか。

教育施設整備推進課長 市全体として60%程度しかつきませんでした。その60%はスポーツ課の事業以外に充てることにし、スポーツ課の事業は起債を充てることにしています。

起債については、償還にあたり、国から一部補助される仕組みがあり、スポーツ課の事業はこの仕組みを利用することができますので、こうした判断となっています。なお、そちらについては、同時に財政課の方で予算の補正を行うことになっています。

林 委 員 ふるさと魅力体験事業では何を行うのですか。

学校教育課長 この事業は県が行っているものですが、本市では、鵜沼第二小学校と那加中学校がサランカホール等の見学や話を聞いてくるという内容になっています。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第29号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第29号を原案通り承認いたします。

議第30号 各務原市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則の一部を改正する規則について

教 育 長 議第30号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育総務課長 （議第３０号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第３０号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第３０号を原案通り承認いたします。

議第３１号 各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会委員の委嘱について

教 育 長 議第３１号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育施設整備推進課長 （議第３１号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 都市計画関係の方はメンバーには入らないのですか。

教育施設整備推進課長 入っておりませんが、最終的には都市計画決定のこともありますので、関係者には都度情報を共有していきたいと思います。

教 育 長 学校統合は教育委員会だけで進めることはできず、２校が１校になったとき、空いた学校をどうするか、といったことをセットで考えないとなりません。そのため、市長部局を巻き込んで進めていくことになりますが、検討委員会では、あくまで学校のこと、それ以外のことは市長部局で進めていく考えです。

教 育 長 他に質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第３１号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第３１号を原案通り承認いたします。

議第３２号 各務原市学校適正規模・適正配置等計画策定に係る諮問について

教 育 長 議第３２号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育施設整備推進課長 （議第３２号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第３２号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第３２号を原案通り承認いたします。

議第３３号 各務原市史跡坊の塚古墳保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

教 育 長 議第３３号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

文化財課長 （議第３３号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第３３号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第３３号を原案通り承認いたします。

報第 9 号 （専決処分の承認）各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第 9 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 （報第 9 号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 9 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 9 号を原案通り承認いたします。

報第 10 号 （専決処分の承認）各務原市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第 10 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 （報第 10 号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 10 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 10 号を原案通り承認いたします。

報第 11 号 （専決処分の承認）各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第 11 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 （報第 11 号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 11 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 11 号を原案通り承認いたします。

報第 12 号 （専決処分の承認）各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第 12 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 （報第 12 号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 12 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 12 号を原案通り承認いたします。

報第 13 号 （専決処分の承認）各務原市少年センター補導委員の委嘱について

教 育 長 報第 13 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 （報第 13 号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 3 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 3 号を原案通り承認いたします。

報第 1 4 号 (専決処分の承認) 各務原市図書館協議会委員の委嘱について

教 育 長 報第 1 4 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

中央図書館長 (報第 1 4 号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 4 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 4 号を原案通り承認いたします。

報第 1 5 号 (専決処分の承認) 各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第 1 5 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

少年自然の家所長 (報第 1 5 号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 5 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 5 号を原案通り承認いたします。

報第 1 6 号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第 1 6 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第 1 6 号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 6 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 6 号を原案通り承認いたします。

報第 1 7 号 (専決処分の承認) 各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第 1 7 号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター所長 (報第 1 7 号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第 1 7 号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第 1 7 号を原案通り承認いたします。

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。